

京都市告示第547号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成28年1月13日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小西 健介	こにし整骨院	左京区一乗寺宮ノ東町17番 地 詩仙ハイム101	平成27年9月 1日
坂口 瞳	松原ゆとりの治療院	南区上鳥羽高畠町89 サウスビン401	平成27年12月 10日
福井 祐也	高田マッサージ指圧治療院	右京区嵯峨糺原町20-24	平成27年12月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)